

鞆の商品形態に商品等表示性を認めた事例の検討

東京地判令和元年6月18日裁判所HP「BAO BAO ISSEY MIYAKE事件」について

知的財産権法研究会
弁護士 大住 洋

第1 事案の概要

- 1 原告株式会社三宅デザイン事務所（以下「原告デザイン事務所」という。）は、服飾雑貨等のデザインの考案を業とする会社であり、原告株式会社イッセイミヤケ（以下「原告イッセイミヤケ」という。）は、原告デザイン事務所の子会社で、服飾雑貨等の製造販売を行っている。
- 2 原告イッセイミヤケは、「BAO BAO ISSEY MIYAKE」という名称のブランドの商品として、トートバッグ、クラッチバッグ、ハンドバッグ、携帯用化粧品入れ、リュックサック等の鞆（以下、これらを総称して「原告商品」という。）を製造・販売している。
- 3 原告らは、三角形のピースを敷き詰めるように配置することなどからなる原告商品の形態が、原告イッセイミヤケの周知又は著名の商品等表示であり、被告による上記形態と同一又は類似する商品の販売は、不正競争防止法2条1項1号又は2号所定の不正競争行為に該当するとともに、原告らの著作権を侵害するなど主張して、被告に対し、被告商品の製造販売等の差止及び損害賠償等を請求した。
- 4 本件の争点は、不正競争防止法2条1項1号ないし2号の不正競争行為の成否（原告商品形態の商品等表示該当性、原告商品形態の周知ないし著名性、原告商品形態と被告商品形態との類似性及び混同のおそれ）、原告商品形態の著作物性及び損害額等である。

【原告商品】¹



【被告商品】²



第2 裁判所の判断³

1 争点1（原告商品の形態は商品等表示に該当するか）について

〔(1) …原告イッセイミヤケは、1年に2回程度、原告商品の新商品を発売してきたが、それらの商品は、わずかな例外を除き、いずれも鞆等を構成する柔らかい生地の表面に、相当多数のタイル状の三角形のピースを2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて敷き詰めるように配置するとの特徴を有しており、本件特徴①及び②、並びに、『その上にタイルを想起させる一定程度の硬質な質感を有する相当多数の三角形のピースを、タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置する』という特徴（以下『本件特徴③′』という。）を備えていた（以下、同形態を『本件形態1′』という。）。

また、本件形態1′を備える原告商品のうち、およそ9割においては、タイル状のピースは同じ大きさの直角二等辺三角形であり、この二等辺三角形のピース4枚が90度の頂点を中心に組み合わせ、正方形を構成するように規則的に配置されていた。

(2) 不正競争防止法2条1項1号は、周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものとして誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止するものであるところ、商品の形態は、通常、商品の出所を表示する目的を有するものではない。しかし、①商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、かつ、②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は宣伝広告や販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっている（周知性）場合には、商品の形態自体が、一定の出所を表示するものとして、不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当することがあるといえる。

(3) 原告商品の形態の特徴（特別顕著性）について

ア 原告商品は、前記(1)で述べたとおり、わずかな例外を除いて本件形態1′を備え、メッシュ生地又は柔らかな織物生地に、相当多数の硬質な三角形のピースが、2mmないし3mm程度の同一

1 原告商品は、本判決別紙3原告商品目録に記載の商品を含む「BAO BAO ISSEY MIYAKE」という名称のブランドの鞆という形で特定されており、本文中の商品については、株式会社イッセイミヤケのホームページ（<https://www.isseymiyake.com/ja/news/5373>）より引用した。

2 被告商品は、本判決別紙2被告商品目録で被告商品1から8として特定されるショルダーバッグ、携帯用化粧品入れ、リュックサック、トートバッグ等の鞆であり、本文中に引用したものは、被告商品6として特定される商品である。

3 判決文の引用中、下線及び強調等は筆者が付したものである。